

学校感染症における出席の停止措置について

保護者の皆様には日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間で、「欠席」とはせず「出席停止」となります。

これらの感染症（下表参照）の可能性がある場合には、登校する前に学校へ御連絡をお願いいたします。また、診断の結果についても速やかに学校まで御連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれが無くなったお子様を再登校させる際には、別紙「学校感染症による欠席届」を担任へ御提出ください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がβコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで なお、出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨する
	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。